

平成27年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

26年度版 頁番号	現行（平成26年度）	改定（平成27年度）																																																										
P21	上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。 (イ) 特殊な品質管理に要する費用 ・管接合部の水圧試験、超音波試験、X線検査等 ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験	上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。 (イ) 特殊な品質管理に要する費用 ・管接合部の水圧試験、超音波試験、X線検査等 ・ 通水試験 ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験																																																										
P26	別表-2 現場管理費率標準値 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(Np) 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A×Np^{0.8}により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>21.70%</td> <td>104.8</td> <td>-0.0977</td> <td>12.93%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>24.80%</td> <td>28.9</td> <td>-0.0095</td> <td>23.58%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>16.51%</td> <td>21.5</td> <td>-0.0164</td> <td>15.13%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額(Np) 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×Np ^{0.8} により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		開削工事及び小口径推進工事	21.70%	104.8	-0.0977	12.93%	シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095	23.58%	構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164	15.13%	別表-2 現場管理費率標準値 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(Np) 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A×Np^{0.8}により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>A</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>25.61%</td> <td>123.7</td> <td>-0.0977</td> <td>15.26%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>24.80%</td> <td>28.9</td> <td>-0.0095</td> <td>23.58%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>16.51%</td> <td>21.5</td> <td>-0.0164</td> <td>15.13%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額(Np) 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×Np ^{0.8} により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分		A	b		開削工事及び小口径推進工事	25.61%	123.7	-0.0977	15.26%	シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095	23.58%	構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164	15.13%
対象額(Np) 適用区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																							
	下記の率とする	A×Np ^{0.8} により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																								
工種区分		A	b																																																									
開削工事及び小口径推進工事	21.70%	104.8	-0.0977	12.93%																																																								
シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095	23.58%																																																								
構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164	15.13%																																																								
対象額(Np) 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																								
	下記の率とする	A×Np ^{0.8} により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																								
工種区分		A	b																																																									
開削工事及び小口径推進工事	25.61%	123.7	-0.0977	15.26%																																																								
シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095	23.58%																																																								
構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164	15.13%																																																								
P27	1-2-3-4 単価表 (1) (略) (2) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>クレーン装置付 2t積 2t吊</td> <td rowspan="2">機-1</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>クレーン装置付 4t積 2.9t吊</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	トラック	クレーン装置付 2t積 2t吊	機-1		クレーン装置付 4t積 2.9t吊	1-2-3-4 単価表 (1) (略) (2) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>クレーン装置付 2t積 2t吊</td> <td rowspan="2">機-1</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>クレーン装置付 4t積 2.9t吊</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 適用単価表「機-1」は、国土交通省土木工事標準積算基準書による。</p>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	トラック	クレーン装置付 2t積 2t吊	機-1		クレーン装置付 4t積 2.9t吊																																								
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																																																									
トラック	クレーン装置付 2t積 2t吊	機-1																																																										
	クレーン装置付 4t積 2.9t吊																																																											
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																																																									
トラック	クレーン装置付 2t積 2t吊	機-1																																																										
	クレーン装置付 4t積 2.9t吊																																																											
P29	別表-3 一般管理費等率 (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>14.38%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.22%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = 2.57651 \times \text{Log}(Cp) + 31.63531$ (%) ただし、Gp: 一般管理費等率 (%) Cp: 工事原価 (単位円) (注) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22%	別表-3 一般管理費等率 (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>20.29%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = 4.63586 \times \text{Log}(Cp) + 51.34242$ (%) ただし、Gp: 一般管理費等率 (%) Cp: 工事原価 (単位円) (注) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																										
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																									
一般管理費等	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22%																																																									
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																									
一般管理費等	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																																									